

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026 年 6 月 19 日開催（新形態銀行と金融庁の意見交換会）]

1. 仕組預金に係る顧客説明の充実について

- ネット銀行等が提供する仕組預金については、例えば、「契約期間を銀行が延長することができる定期預金」等において、
 - ・ デリバティブを組み込んでおり、通常の預金とは異なるリスクを有するものであること
 - ・ 金利上昇局面で預金者は当初約定した固定金利が長期間固定化され、上昇後のより高い金利で運用する機会を失うおそれがあること
 - ・ 顧客が中途解約を行う場合には、相当水準の解約手数料が求められるおそれがあること
- などが、必ずしも顧客に十分伝わっていないケースがあると認識している。
- ネットでの取引については、インターネットやアプリケーション上の目に触れやすい説明資料を読んだ顧客が、商品のリスク特性を的確に理解できることが重要であり、説明の充実が必要である。各金融機関においても、商品の提供状況と説明状況を改めて確認いただきたい。

2. 投資用不動産ローンについて

- ネット銀行等においては、預金が増加する中で、これまで主力であった住宅ローンに加えて、特に投資用マンション向け融資を中心に、投資用不動産市場に注力する動きが見られており、2025 年においてもその取組状況・管理体制等について、検証を行った。
- 各金融機関をみると、保証会社保証が付されないプロパーローンについては、顧客への説明は基本的に行われているものの、これらの説明は、顧客の知識・経験・リスクの理解度や財産・収入の状況等に応じたものとは必ずしもなっておらず、顧客の状況に応じた対応が求められる。

- また、保証会社保証付ローンについては、金融機関が自ら顧客との間で説明等を行わず、かつ、保証会社との間で顧客への説明方法の設定または説明実態等の確認をしていない事例が認められるなどの課題が認められている。各金融機関においても、説明状況を改めて確認いただきたい。
- なお、金利変動リスクについても、顧客ごとに独自の収支シミュレーションを提供する例もあれば、一般的なモデルケース等による説明にとどまるものもあり、説明方法の工夫が期待される。

3. 「AI ディスカッションペーパー（第 1.1 版）」の公表について

- 2026 年 3 月 3 日、「AI ディスカッションペーパー」の第 1.1 版を公表した。これは、2025 年 6 月から 12 月にかけて開催した「AI 官民フォーラム」での議論等を踏まえ、2025 年 3 月に公表した第 1.0 版にアップデートを加えたものである。
- 第 1.1 版では、「AI 官民フォーラム」で共有された知見等を参考とし、
 - ・ AI を顧客向けサービスに活用する場合を念頭に、①設計と事前検証、②顧客への適切な説明・注意喚起、③検証・モニタリング、④ガバナンスの 4 つの局面に分け、それぞれの局面でのリスク低減に向けた取組事例を紹介しているほか、
 - ・ AI の利活用を通じて、業務効率化や新たなビジネス創出を具体的な取組として進めるフェーズに移りつつあり、経営トップが先導して、着実に業務プロセスの改善を進めていくことが期待されることなどの追記を行っており、今後 AI の利活用を進める際の 1 つの参考としていただきたい。
- 今後も、各金融機関では、AI によるビジネスモデルの高度化すなわち「AI トランスフォーメーション」の取組も進んでいくと思うが、その際、リスク管理や法規制等の関係で、御懸念などがあれば、遠慮なく御相談いただきたい。

4. AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化について

- いわゆる「フロンティア AI」は脆弱性の発見や高度な攻撃コードの生成に優れており、従来は発見が困難であった脆弱性が短期間に大量に発見され得ることに加え、脆弱性の発見から攻撃に至るまでの期間が大幅に短縮され得ることが指摘されている。さらに、スキルの低い攻撃者がフロンティア AI を悪用することで、高度なサイバー攻撃が増加することが懸念されている。
- 2026 年 4 月 24 日、金融担当大臣主催の下、日本銀行総裁、国家サイバー統括室、3 メガバンク及び日本取引所グループのトップを出席者とする「AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化に関する官民連携会議」を開催した。また、5 月 14 日には、金融業界と IT 企業、政府・日本銀行等が、AI 技術の進展による脅威について共通の理解を持ち対応を検討するため、実務者レベルの作業部会を開催した。
- 更に、5 月 22 日に日本銀行と連名で関係する金融機関等に対して、フロンティア AI による脅威変化を踏まえた短期的な対応について、経営トップを含めた経営層の直接関与の下で取り組むよう要請した。金融機関等においては、AI モデル開発企業の活動状況も踏まえ、迅速に対応を進めることが期待される。
- なお、政府全体の取組としては、5 月 18 日、国家サイバー統括室（NC0）が中心となって、AI 性能の高度化を踏まえたサイバーセキュリティ対策に関する関係省庁会議が開催され、重要インフラ事業者等に係る政策パッケージを決定の上、注意喚起等がなされた。こちらも、特定社会基盤事業者である金融機関を含め、実効的な対策を推進していく観点から御参照いただきたい。
- 今後も、AI 技術は継続的に進展すると考えられるため、金融機関においては、従来型の対策の延長に止まることなく、攻撃者が AI を悪用することを前提に、防御の在り方そのものを見直す必要が生じている。具体的には、迅速な脆弱性情報の把握とパッチ適用、多層防御や監視・訓練の高度化等を進める必要があると考えられる。ただし、フロンティア AI の登場により従来の対策が全て無意味になるわけではなく、むしろこうした対応を効果的に行っていくための前提として、まずは基本的なサイバーセキュリティ対策を迅速かつ着実に実行していくことが不可欠となる。
- また、サイバー攻撃はあらゆる対策を講じても防ぎきれない可能性があることを前提に、事業継続計画（BCP）や緊急連絡体制を点検するとともに、サイバー攻撃の顕在化リスクが高まった場合における対応策等に関する意思

決定プロセスをあらかじめ明確化しておくことが重要である。経営陣のリーダーシップの下で対応方針を検討し、その実行に必要なリソース（予算・人員）の確保を含め、経営陣による主体的な関与をお願いしたい。

5. マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策に係る最近の動向

- マネー・ローンダリング（以下、マネロン）等及び金融犯罪対策については、法令やガイドライン等の改正を含めて留意すべき点が多いため、直近の動向をまとめて御紹介する。

＜預金取扱金融機関間の不正利用口座情報共有枠組みの創設に伴う制度改正等について＞

- 「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」の施策の1つとして、「預金取扱金融機関間において不正利用口座に係る情報を共有しつつ、速やかに口座凍結を行うことが可能となる枠組みの創設」が盛り込まれており、本枠組みの実現に向け、官民が連携して取り組むことが重要である。
- 国としても取組を支援するため、2025 年度補正予算において措置された「預貯金口座不正利用対策高度化推進事業」において、システム構築費用に係る補助対象事業者を3月に決定した。

くわえて、金融機関間で情報共有を行うための根拠規定の措置等を内容とする犯罪収益移転防止法施行規則及び監督指針の改正案に係るパブリックコメント（2026 年3月27日～4月27日）や、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正案に係るパブリックコメントを実施（2026 年5月13日～6月12日）したので、改めて内容を御確認いただきたい。

＜口座不正利用対策強化に係る要請文のフォローアップ結果について＞

- 2025 年9月に要請した口座不正利用対策強化に係る要請文への各金融機関の対応状況を確認するため、2025 年11月から12月にかけて、2回目のフォローアップアンケートを実施した。
- 対応状況を集計・分析した結果は、2026 年4月以降、金融機関向けに説明

会を順次実施するほか、2026 年 6 月を目途に概要を公表予定である。

- 2025 年 1 月の前回アンケートと比べ、口座売買等の違法性の周知や口座不正利用の態様分析等は進展が見られた一方、オンライン取引のアクセス環境に着目した不審取引の検知や検知した不正取引に対する適時の保留・制限等システム対応を要する項目の進展は限定的となっている。
- フォローアップは今後も継続的に実施していく予定であり、システム開発等、一定の時間を要する対応事項もあることから、各金融機関においては計画的に対策を講じ、口座の不正利用対策の一層の強化に取り組んでいただきたい。

＜金融機関が行う預貯金口座の不正利用等防止の取組に係る広報について＞

- 2025 年 9 月に、インターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化を要請したところ、金融機関がこのような対策を実施するに当たって、顧客である国民の理解・協力が不可欠であることから、こうした取組の一助となるよう、警察庁及び各業界団体と連携して動画を制作した。
- 動画は 2 種類作成しており、
 - ① 金融機関は、詐欺被害防止のため、インターネットバンキングの初期利用限度額を適切に設定するとともに、申込み時や利用限度額の引上げ時に利用者への確認及び注意喚起を行っていることや
 - ② 詐欺等が疑われる取引については、顧客への確認を行うほか、必要に応じて取引の謝絶及び警察への連絡を行う場合があることについて、国民に対し理解を求めるような内容である。
- 制作した動画については、金融庁ウェブサイトや金融庁公式 YouTube に掲載したほか、各種広告媒体も活用しながら発信していく予定としている。
- 各金融機関においても、例えば、
 - ・ 金融機関のウェブサイト、アプリやインターネットバンキングの案内ページ等に動画を掲載する

- ・ 金融機関の営業店等のデジタルサイネージで動画を流す
- ・ 金融機関が主催する資産運用や啓発セミナーの場において本動画を顧客の研修材料として使用する

など積極的に活用いただきたい。

＜犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（対面の本人確認方法の見直し）＞

- 2026 年 3 月 6 日に犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、対面で写真付き本人確認書類の提示を受ける現行の方法につき、対象書類を IC チップ付きのものに限定するとともに、当該 IC チップの情報の読み取りを必須とすること、また、それ以外の確認方法は原則として廃止されることが決まった。
- 2025 年 6 月の非対面での本人確認方法に係る改正と同様に、2027 年 4 月 1 日の施行となるため、各金融機関においては、システム対応等を着実に進めていただきたい。

＜マネロンガイドラインの改訂及び FAQ の公表について＞

- マネロン等対策について、これまで、金融機関においては、マネロンガイドラインで対応が求められている事項について、2024 年 3 月末までに対応を完了させ、マネロン等リスク管理の基礎的な態勢を整備いただいた。
- 預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策強化や FATF 第 5 次審査のメソドロジー等、金融機関を取り巻く環境変化等を反映する形で、マネロンガイドライン及び FAQ を 2026 年 3 月に改訂し、公表した。
- 金融機関においては、改訂後のマネロンガイドライン及び FAQ も踏まえ、引き続き態勢の維持・高度化に取り組んでいただきたい。

＜有効性検証の事例集更新について＞

- 金融機関が変化するマネロン等リスクに対して態勢を維持・高度化する取組である「有効性検証」については、実施に当たり参考となる考え方や、金

融機関における取組事例集を 2025 年 3 月に公表した。

- 公表から約 1 年が経過した中、金融機関における「有効性検証」の取組を更に促進するため、2026 年 3 月に、これまでに実施してきたモニタリング等で把握した預金取扱金融機関・暗号資産交換業者・資金移動業者等の事例を取組事例集に反映し、更新した。
- 金融機関においては、更新した事例集も参考に、引き続き「有効性検証」に取り組んでいただきたい。

6. サイバーセキュリティに関する取組について

＜証券口座への不正アクセス・不正取引に係る監督指針改正＞

- 証券口座への不正アクセス・不正取引事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、2025 年 7 月には、フィッシング耐性のある多要素認証の導入といった対策強化を要請した。また、各業態の特性に応じて講ずべき対応を監督指針に反映するため、2026 年 2 月 27 日に改正版を公表した。

（参考）公表 URL：<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260227/20260227.html>

- インターネットバンキングにおいては、不正送金被害が引き続き発生していることに加え、足元では銀行で顧客のログイン ID・パスワードが窃取され、投資信託が不正に解約される事例が発生している。これらを踏まえ、対応可能な対策から順次速やかに対応いただきたい。

（参考）警察庁「令和 7 年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」によれば、インターネットバンキングにおいて、令和 7 年は約 104 億円（昨年同期比で約 1.2 倍）の不正送金が発生。

- 不正アクセス・不正取引に関する対策状況については、金融庁として、改正後の監督指針等に照らして適切にモニタリングしていきたい。

＜金融機関のサードパーティ・サイバーセキュリティリスク管理強化に関する調査報告書の公表＞

- 2026 年 4 月 3 日に「金融機関のサードパーティ・サイバーセキュリティリ

スク管理強化に関する調査報告書」を公表した。重要性が高まっているサードパーティのサイバーセキュリティリスク管理について、米国・EU・英国の大手銀行及び大手保険会社における管理手法等を調査したもの。

- 各金融機関においては、本報告書等を参考に、サードパーティに係るリスク管理の高度化に取り組んでいただきたい。

（参考）サードパーティとは、自組織がサービスを提供するために、業務上の関係や契約等を有する他の組織をいう（例：システム子会社やベンダー等の外部委託先、クラウド等のサービス提供事業者、資金移動業者等の業務提携先、API 連携先）。

＜耐量子計算機暗号（PQC）移行に係る実証実験の実施＞

- PQC 移行は、将来にわたり金融業界のビジネスを維持していくために不可欠な取組である。このため、金融庁においては、金融機関による円滑な移行を支援する目的で、PQC 移行に係る実証実験を実施する。
- 具体的には、①金融庁の委託事業者による一部金融機関へのクリプトインベントリ構築支援、②実証実験で得られた知見をまとめたレポート・手引書の金融業界全体への展開等を実施していく。なお、クリプトインベントリ構築支援の対象機関は決定済で、当該機関及び協会には通知済。

（参考１）耐量子計算機暗号（PQC：Post-Quantum Cryptography）とは、将来、量子コンピュータが実現・普及した場合に、現在広く利用されている暗号技術が解読されるリスクが高まることを踏まえ、量子コンピュータが実用化された場合でも解読ができないと考えられる暗号技術を指す。

（参考２）クリプトインベントリとは、情報システム内で、どこに、どの暗号を利用しているかを一覧化した資料であり、PQC 移行に取り組むにあたり最初に着手すべき重要な作業。

7. 住宅ローン利用者に対する金利変動リスク等に関する説明の徹底について

- 2026 年 3 月 31 日、各業界団体に対し、住宅ローン利用者に対する金利変動リスク等に関する説明の徹底について、要請文を発出した。
- 具体的には、昨今の金利・住宅価格の上昇等を背景に、政府として、住宅ローン利用者の金利リスクの普及啓発に取り組むことに加えて、住宅ローンの非対面手続きの拡大など、住宅ローンを取り巻く環境の変化を踏まえて、

- ・ 住宅ローン利用者に対する説明体制の自己点検及び必要に応じた見直し
- ・ 住宅ローン利用者の実態や理解度に応じた金利リスクに関する説明の実施とその高度化に向けた工夫（その時点の経済情勢において合理的と考えられる金利変動を前提とした返済負担額のシミュレーション結果の提示など）の検討・実施
- ・ 住宅ローン既契約者に対する情報提供の充実や住宅ローン利用者からの照会・相談に対する丁寧かつ適切な対応

などを要請している。

- 各金融機関においては、要請内容を踏まえて、住宅ローン利用者に対する説明等に関して、主体的・積極的な取組をお願いしたい。

8. 「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」に係る議事概要等の公表について

- 2026年3月11日、金融庁にて「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」を開催した。各障がい者団体から、「ATM・新システム開発等の際に、障がいを持つ当事者や専門家の意見を取り入れていただきたい」「代筆・代読について職員全体への理解・啓発を行うとともに、窓口到手話・筆談マーク等の案内表示をしていただきたい」「電話リレーサービスの更なる普及をお願いしたい」といった意見・要望が出された。
- 2026年4月20日、意見交換会の議事概要等を金融庁ウェブサイト公表しているため、参考にいただき、一層、障がい者に配慮した取組を進めていただきたい。
- また、例年実施している、障がい者等に配慮した取組に関するアンケート調査を発出したので、御協力いただきたい。

9. 超高齢社会に対応した親族間での信託の活用について

- 我が国においては高齢化の進展とともに認知症等となる高齢者は増加し、今後も増加が見込まれている中で、認知症等の人の日常生活及び社会生活をどのように支えるかが重要な社会課題となっている。
- こうした中、2025年5月の「規制改革推進に関する答申」において、「親

族間での信託の活用による柔軟な財産管理を推進するため、金融機関において信託口座の開設を円滑に行うことができるよう、金融庁は、国民向けに信託制度や民事信託の活用方法を分かりやすく解説したパンフレットも活用し、金融機関に対し、民事信託が認知症などに備えた財産管理として有効な手段であることを、その制度の趣旨及び内容と併せて周知すること」とされた。

- 2026 年 3 月、法務省が、新たに信託制度の活用方法を解説したパンフレットを作成・公表した。各金融機関においては、本制度の趣旨及び内容の理解のため、当該パンフレットを活用いただきたい。

(参考) 信託制度のパンフレットの公表について (法務省)

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00386.html

10. 2026 年 2 月 13 日付け金融活動作業部会 (FATF) 声明に係る要請について

- 2026 年 2 月 11 日から 13 日の間に開催された FATF 全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択された。
- 同声明は、北朝鮮及びイランを対抗措置の適用が要請される国・地域とし、ミャンマーを同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域としている。また、イランについては、今回から以下の対抗措置が追加された。
 - ・ イランの金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの支店等の設置拒否
 - ・ 金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーによるイランにおける支店等の設置禁止
 - ・ イラン又はイランに所在する者との事業関係若しくは暗号資産取引を含む金融取引のリスクに応じた制限
 - ・ 金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの新たなコルレス関係構築の禁止及び既存のコルレス関係のリスクに応じた見直しの実施
- これを受け、2026 年 4 月 13 日、関係する金融機関・協会に対し、金融庁を含む関係省庁から、要請文 (「令和 8 年 2 月 13 日付け FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」) を発

出した。

- 同要請文においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行の徹底等を求めている、周知・徹底をお願いしたい。

11. 現下の国際情勢を踏まえた対応について

- 不確実な中東情勢が依然継続する中、各金融機関においては、
 - ・ 中東情勢がサプライチェーンを通じて事業者に与える影響を十分に注視しつつ、
 - ・ 先般の要請文の趣旨も踏まえて、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、事業者に寄り添った対応を徹底するとともに、事業者の抱える経営課題を先送りせず、支援機関を含む関係者との連携の下、個別の事情を踏まえたきめ細やかな事業者支援に取り組むよう、改めてお願いしたい。

12. 5月G7財務大臣・中央銀行総裁会議

- 2026年5月18、19日に、フランス・パリにおいてG7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を御紹介する。
 - ・ 経済成長を支える安定的で強靱な金融セクターへの強いコミットメントが再確認された。
 - ・ 金融犯罪との闘いに対するグローバルな基準設定主体としてのFATFの重要な役割が再確認されると共に、FATF加盟国及びグローバルネットワークによるFATF基準の効果的かつ適時の実施が求められた。
 - ・ 異常気象に関しては、地理的条件や保険の対象範囲などに応じ、国・地域ごとに異なりうる異常気象の経済・金融上の影響の評価に留意すると共に、頑健で粒度の細かいデータの入手可能性の確保、金融リテラシーの向上、リスク予防への投資、保険会社に対するリスクベースの規制と監督の維持、民間市場の能力強化の支援の重要性が強調された。

- ・ ノンバンク金融仲介（NBFI）に関しては、資本配分を改善し、資金源を多様化させる一方で、潜在的な脆弱性をもたらし得ることが認識されたと共に、プライベートクレジットの生態系における業界の発展と潜在的なリスクには、継続的なモニタリングが求められることが示された。
 - ・ サイバーセキュリティに関しては、サイバーリスクが進化を続け、世界の金融システムの強靱性に対する課題となっている中、共有された対応能力をさらに強化し、金融セクターの備えを一層向上させるために、具体的な行動をとることにコミットした。
- 今後は、2026 年 6 月 15 日から 17 日にフランス・エヴィアンにて G7 首脳会議が開催される。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いながら、国際的な議論に貢献していきたい。

13. 金融リテラシー調査の結果公表について

- 金融経済教育推進機構（J-FLEC）は 2026 年 3 月 27 日に金融リテラシー調査（2025 年）の結果を公表した。
- 金融経済教育を受けたと認識している人の割合は、前回調査（2022 年）の 7.1%から、8.7%に増加した。
- 正誤問題の正答率は全体的に低下したが、金融経済教育を受けた人の正答率は前回から上昇した。
- 2028 年度末までに、金融経済教育を受けたと認識している人の割合を 20%まで引き上げるという政府目標の達成には、金融機関の取組を含め、更なる金融経済教育の推進が必要である。引き続き協力をお願いしたい。

14. 安定的な資産形成に向けた対応について

- 中東情勢における不確実性を背景に、金融市場のボラティリティが高まっている。
- 金融市場が大きく変動する中においても、顧客である個人投資家が長期・積立・分散投資の意義を十分に理解し、安心して資産形成に取り組むことができるよう、投資判断に必要な情報を適時に伝えるなど、顧客の不安を解消

するような丁寧かつ積極的な情報発信をお願いしたい。また、顧客からの照会や相談があった場合には、丁寧な対応をお願いしたい。

15. 金融機関による J-FLEC 講師派遣活用事例集の公表について

- J-FLEC は、3 月に金融機関による J-FLEC 講師派遣の活用事例集を公表した。

(以 上)